

国立大学法人信州大学危険物管理要項

(平成16年4月1日国立大学法人信州大学要項第9号)

(趣旨)

第1 国立大学法人信州大学（以下「本法人」という。）における危険物の管理については、関係法令に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第2 この要項において「危険物」とは、次の各号に掲げる物をいう。

- 一 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物及び劇物
- 二 薬事法（昭和35年法律第145号）第44条に規定する毒薬及び劇薬
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1号及び第6号に規定する麻薬及び向精神薬
- 四 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物
- 五 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第1項及び第17条に規定する有害物質

(総括者等)

第3 学長は、本法人における危険物の適正な管理について、総括する。

2 第2に定める危険物を有する部局長（以下「部局長」という。）は、当該部局における危険物の適正な管理について、この要項の定めるところにより、必要な措置を講じなければならない。

(取扱要項)

第4 部局長は、当該部局における危険物の管理責任者及び保管責任者の指定並びにその保管、使用、運搬及び廃棄、危険時の措置等について規定した取扱要項を定めるものとする。

2 部局長は、前項の規定により取扱要項を定めたときは、学長に報告するとともに、当該部局所属職員及び学生に対し、取扱要項の遵守の徹底を図らなければならない。

(危険時の措置等)

第5 部局長は、当該部局における危険物の盗難若しくは紛失又は危険物の取扱いによる事故等が発生した場合は、直ちに第4に定める取扱要項に基づき必要な措置を講じるとともに、学長に報告しなければならない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から実施する。